AREA358 会員利用規約

有限会社シーピーエス（以下「当社」といいます。）が運営・管理するコワーキングスペース「AREA358」（以下「本施設」といいます。）の利用にあたり、以下のとおり利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

本規約は、フリータイム会員、デイタイム会員およびバーチャル会員（以下総称して「会員」といいます。）に適用されます。

第 1 条（目的）

本施設は、多様な働き方を支援し、会員相互の交流促進および地域経済の活性化に寄与することを目的とします。

第 2 条（適用範囲）

本規約は、当社の承認を受けたすべての会員に適用されます。

会員は、利用申込みを行った時点で本規約に同意したものとみなします。

会員資格は、本施設に関する賃借権その他の物権または占有権を付与するものではありません。

第 3 条（利用申込みおよび審査）

会員登録を希望する者は、当社所定の申込手続きを行い、必要書類を提出するものとします。

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、申込みを承認しないことがあります。

（1）法令または公序良俗に反する事業を行う場合

（2）反社会的勢力との関係が認められる場合

（3）虚偽の申告があった場合

（4）過去に本規約違反等により利用停止または契約解除となった場合

（5）その他当社が不適当と判断した場合

第 4 条（反社会的勢力の排除）

会員は、自らおよび関係者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる反社会的勢力に該当しないことを表明し保証するものとします。

当社は、会員が前項に違反した場合、何らの催告なく直ちに契約を解除することができます。

前項による解除により会員に損害が生じた場合であっても、当社は一切責任を負いません。

第 5 条（施設の利用）

会員は、本規約および当社が定める利用ルールに従い本施設を利用するものとします。

利用時間は会員種別ごとに当社が定めるものとします。

当社は、設備点検、災害、保守作業その他運営上必要な場合、本施設の全部または一部の利用を制限できるものとします。

イベント開催等により利用を制限する場合があります。

第 6 条（利用料金および支払い）

利用料金は前払いとします。

支払方法は当社指定の方法によるものとします。

支払期限を経過した場合、当社は利用停止または契約解除を行うことができます。

現金支払いの場合は 3 か月以上の前払いをお願いする場合があります。

入会金その他既納の料金は、法令上返還義務がある場合を除き返金しません。

第 7 条（休会）

会員は休会を希望する場合、前月 5 日正午までに当社所定の方法で申請するものとします。

休会期間は最大 3 か月とします。

休会期間中の条件は当社が別途定めるものとします。

第 8 条（解約）

1. 会員は、前月 5 日正午までに書面または当社指定の方法により解約申請を行うものとします。
2. 前項の期限を過ぎた場合は、翌月末での解約となります。
3. 利用開始から 3 か月以内の解約については、事務手数料として月額利用料 1 か月分を請求する場合があります。
4. 当施設の住所を法人登記に使用している会員が解約する場合は、第 9 条の規定に従い、登記住所の移転、変更または抹消その他必要な手続きを完了しなければなりません。

5. 前項に該当する会員は、履歴事項全部証明書その他当社が指定する書類を提出するものとします。
6. 当社は、提出書類により必要な登記手続きの完了を確認した後に解約手続きを行います。
7. 登記住所の移転、変更または抹消が確認できない場合、解約日は当該確認が完了した日以降とします。

第 9 条（法人登記および契約終了時の義務）

1. 会員が当施設の住所を法人の本店所在地、支店所在地その他の登記上の所在地として使用する場合、当社の承認を得るものとし、登記申請、変更、移転、抹消その他これらに付随する一切の手続きは、会員自身の責任と費用負担において行うものとします。
2. 利用契約の終了、当施設の閉鎖、廃業、移転、運営方針の変更、建物の賃貸借契約の終了その他の事由により、当施設の住所が使用できなくなった場合、会員は、当該事由が当社の都合によるものであるか否かを問わず、自己の責任と費用負担において、速やかに本店移転登記、所在地変更登記その他必要な手続きを行うものとします。
3. 当社は、当施設の住所を利用した法人登記について、将来にわたり当該住所を継続して使用できることを保証するものではありません。また、当施設の閉鎖、廃業、移転その他運営上の事情により住所の使用ができなくなる場合であっても、登記変更等に要する登録免許税、司法書士報酬その他の費用は、原則として会員の負担とします。
4. 当社は、会員に代わって法人登記の変更、移転、抹消その他の登記手続きを行う義務を負わず、当該手続きに関する費用を負担する義務も負わないものとします。ただし、法令上、当社が負担すべき責任についてはこの限りではありません。
5. 当社は、施設の閉鎖、廃業、移転その他の理由により住所利用サービスの提供を終了する場合、合理的な範囲で事前に会員へ通知するものとします。ただし、災害、建物所有者の事情その他やむを得ない事由により事前通知が困難な場合は、この限りではありません。
6. 会員は、利用契約終了後、当施設の住所を法人登記、事業所所在地、営業上の表示その他の事業活動に使用してはならないものとします。また、当社から求められた場合は、登記変更等が完了したことを証明する書類を速やかに提出するものとします。
7. 会員が必要な登記変更等を行わず、当施設の住所を継続して使用したことにより当社または第三者に損害が発生した場合、会員は法令に従い、その損害を賠償するものとします。

第 10 条（利用停止および契約解除）

当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、事前通知なく利用停止または契約解除を行うことができます。

（1）利用料金の滞納

（2）本規約違反

（3）虚偽申告

（4）他の会員への迷惑行為

（5）施設運営への重大な支障

（6）反社会的勢力との関係が判明した場合

（7）その他当社が不適当と判断した場合

第 11 条（禁止事項）

会員は次の行為を行ってはなりません。

（1）法令違反行為

（2）公序良俗に反する行為

（3）無断販売、営業、勧誘行為

（4）危険物の持込み

（5）設備の破損または無断持出し

（6）第三者への利用権譲渡または転貸

（7）他の会員への迷惑行為

（8）当社の信用を毀損する行為

第 12 条（住所の無断使用の禁止）

会員は、当社の事前の書面による承諾（当社が指定する電子的方法を含む。）なく、AREA358 の所在地を、法人の本店・支店等の登記、事業の許認可・届出における営業所・事業所の所在地、または名刺・ウェブサイト等に表示する事業上の所在地として使用してはなりません。承諾された場合も、その目的および範囲を超えて使用してはなりません。

第 13 条（免責）

当社は、故意または重大な過失がある場合を除き、会員に生じた損害について責任を負いません。

通信障害、停電、災害その他不可抗力により生じた損害について責任を負いません。

第 14 条（損害賠償）

会員が本規約に違反し、または故意若しくは過失により当社または第三者に損害を与えた場合、会員はその損害を賠償するものとします。

【別紙 1：特記事項および付則】

1. 所在地

本施設の所在地は次のとおりとします。

埼玉県本庄市東台二丁目 3 番 1 号 KRS 本庄ビル 1F

所在地は当社の通知により変更される場合があります。

2. 設備利用

本施設の設備仕様および提供サービスは、運営上の都合により変更される場合があります。

当社は設備の変更、修理、交換等により会員に生じた損害について責任を負いません。

3. 基本料金に含まれる内容

会員基本料金には次の内容を含みます。

・電気料金

・水道料金

・インターネット通信利用料

ただし、通常利用の範囲を著しく超える利用が認められた場合、当社は追加料金を請求できるものとします。

4. オプションサービス

会員は当社が定める料金により、次のオプションサービスを利用できます。

・住所利用　月額 3,500 円（税込）〜

・法人登記　月額 5,500 円（税込）〜

・ロッカー　月額 2,000 円（税込）〜

・追加屋号利用　月額 3,500 円（税込）／1 屋号

料金は予告なく変更される場合があります。

5. 支払方法

利用料金およびオプション料金は当社指定の方法により支払うものとします。

支払いが遅延した場合、当社は利用停止、契約解除その他必要な措置を講じることができます。

必要に応じて延滞金を請求する場合があります。

6. 郵便物受取

住所利用または法人登記利用者は郵便物受取サービスを利用できます。

郵便物の保管期間は到着日から 7 日間とします。

保管期間経過後は、着払いによる転送または当社判断による処理を行う場合があります。

次の郵便物等は受取できません。

（1）現金書留

（2）代金引換郵便

（3）危険物

（4）法令により受取が制限される物品

郵便事故、配送遅延、紛失等について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き責任を負いません。

7. 住所利用および法人登記

住所利用および法人登記は当社が承認した会員のみ利用できます。

解約後の住所利用および法人登記利用は禁止します。

法人登記利用者が解約する場合は、当施設所在地を使用した法人登記について、登記住所の移転または登記の抹消を完了しなければなりません。

当社は、履歴事項全部証明書その他必要書類の提出を求めることができます。

当社による確認完了後に解約手続きを行います。

登記住所の移転または登記の抹消が確認できない場合、解約日は当該確認が完了した日以降とします。

解約後も当施設所在地を法人登記または事業所所在地として利用していることが判明した場合、当社は是正が完了するまで、住所利用料または法人登記利用料相当額を請求できるものとします。

前項により当社に損害が発生した場合、会員はその損害を賠償するものとします。

無断で複数屋号による所在地利用が判明した場合、当社は当該追加屋号利用料を遡って請求できるものとします。

追加屋号利用料は、1 屋号あたり月額 3,500 円（税込）とします。

契約時に登録された 1 屋号を超えて当施設所在地を利用する場合、会員は追加屋号利用料を支払うものとします。

契約法人が複数の屋号、商号、サービス名称その他これらに類する名称において当施設所在地を表示し、または利用する場合は、事前に当社へ申請し、当社の承認を得なければなりません。

8. ゲスト利用

フリータイム・個室会員はゲストを同伴できます。

利用条件は次のとおりとします。

・平日 9 時から 18 時まで

・1 回あたり 2 時間まで

・1 日 2 名まで

無断利用が判明した場合、当社は利用停止その他必要な措置を講じることができます。

9. 会議室利用

デイタイム・フリータイム・個室会員は、週 2 時間まで無料で利用できます。

1 日あたりの無料利用時間は 1 時間までとします。

延長利用料金は 1 時間あたり 1,100 円（税込）とします。

バーチャル会員の利用料金は 1 時間あたり 2,200 円（税込）とします。

無断延長があった場合、当社は割増料金を請求できるものとします。

10. 予約ルール

予約可能期間は次のとおりとします。

・バーチャル会員　2 か月先まで

・デイタイム会員　フリータイム　個室会員　6 か月先まで

無断キャンセルが発生した場合、当社はキャンセル料を請求する場合があります。

11. 設備損害

会員が設備を破損、汚損または紛失した場合、原状回復費用を負担するものとします。

鍵を紛失した場合は実費相当額を請求します。

鍵紛失時の最低請求額は 10,000 円とします。

無断イベント開催が判明した場合、当社は利用停止および損害賠償請求を行うことができます。

12. 会費ペイ

会費ペイによる決済については、会費ペイの利用規約に従うものとします。

なお、会費ペイ決済分については領収書の発行は行いません。

【別紙 2：法人登記・住所利用特約】

第 1 条（適用範囲）

1. 本特約は、AREA358（以下「当施設」という。）の所在地を事業上の住所として利用する会員（バーチャル会員を含む。）および法人登記のための住所利用を申し込む会員に適用する。

2. 住所利用、法人登記のための住所使用、および許認可上の営業所・事業所としての使用は、それぞれ承諾の対象が異なるものとする。

3. 本特約は既存の利用規約を改訂するものではなく、住所利用に関する補足条件を定める。会員プランまたは個別契約で認められた通常の住所利用は、第 2 条の範囲内で引き続き認められる。

第 2 条（会員プランに含まれる通常の住所利用）

1. バーチャル会員など、契約した会員プランまたは住所利用オプションに通常の住所利用が含まれる会員は、当該契約で認められた目的および条件の範囲内で、当施設の所在地を事業上の住所として使用できる。この通常の住所利用については、第 3 条の「法人登記・住所使用申込書兼承諾書」を別途取り交わす必要はない。

2. 通常の住所利用には、契約で認められた名刺・ウェブサイト等への所在地表示や郵便物の受領等が含まれる。ただし、当該契約で明示的に認められていない用途については、この限りでない。

3. 通常の住所利用が認められていることのみをもって、法人の本店・支店所在地としての登記、または許認可上の営業所・事業所としての使用が承諾されたものとはならない。

4. 契約で認められていない住所利用を希望する会員は、使用目的および事業内容を明らかにしたうえで、事前に運営者所定の方法による承諾を得なければならない。

第 3 条（法人登記のための住所使用）

1. 会員が当施設の所在地を法人の本店・支店等として登記する場合は、通常の住所利用とは別に、所定の申込みを行い、運営者と「法人登記・住所使用申込書兼承諾書」を取り交わして事前の承諾を得なければならない。署名済み書面または記録・保存が可能な運営者指定の電子契約の方法によるものとする。

2. 口頭での相談・回答、会員登録、施設の利用、またはバーチャル会員等の通常の住所利用契約の締結だけでは、法人登記の承諾があったものとは扱わない。

3. 会員は法人登記完了後、運営者が指定する期間内に登記事項証明書等の登記内容を確認できる資料を提出する。

4. 法人設立前の申込者は設立予定者個人として申し込み、法人設立後は速やかに当該法人との利用契約等に必要な手続きを行う。

第 4 条（許認可上の事業所利用と事業者の責任）

1. 会員が当施設の所在地を、許可・認可・登録・届出等に係る営業所・事業所として使用する場合は、通常の住所利用または法人登記の承諾とは別に、運営者の事前の書面（運営者が指定する記録可能な電子的方法を含む。）による承諾を得なければならない。

2. 通常の住所利用または法人登記の承諾は、許認可上の営業所・事業所としての使用を認めるものではなく、会員の事業の適法性、許認可の取得・維持、行政機関の判断を運営者が承認または保証するものでもない。

3. 必要な許認可等の要否の確認、取得・維持および関係法令の遵守は、会員自身の責任と費用において行うものとする。運営者が別途住所使用を承諾した場合も、行政機関による許認可等の取得を保証するものではない。

第 5 条（利用範囲の遵守と個人情報管理）

1. 会員は、承諾された目的・範囲を超えて当施設の住所を使用してはならない。

2. 会員は、事業上取り扱う個人情報および機密情報を適切に管理する。会員の事業活動は原則として会員自身の責任において行い、運営者は別途明示的に合意した場合を除き、会員の取引、雇用、職業紹介その他の事業運営に関与しない。ただし、法令上運営者が負う責任を免除するものではない。

第 6 条（無断登記・承諾範囲外の住所利用への対応）

会員が運営者の承諾なく、または承諾された範囲を超えて当施設の住所を使用した場合、会員は運営者の通知に従い、自己の責任と費用で速やかに変更登記、登録・届出の変更、表示の訂正その他の必要な是正措置を講じるものとする。運営者から求められた場合、変更後の登記事項証明書等、是正を確認できる資料を提出するものとする。

第 7 条（違反時の措置）

運営者は、会員による本特約の違反がある場合、違反の内容・程度に応じて是正を求め、合理的な期間内に是正されないとき、または重大な違反により契約継続が困難なときは、利用契約の全部または一部を解除できるものとする。会員の責めに帰すべき事由で運営者に損害が生じた場合、会員は法令に従いこれを賠償するものとする。

第 8 条（住所利用の終了と変更手続）

会員は、住所利用を認める契約または法人登記用の住所使用承諾が終了したとき、運営者が別途承諾した場合を除き、当施設を所在地とする登記・登録・届出および事業上の住所表示を終了し、自己の責任と費用で速やかに必要な変更手続きを行うものとする。会員は完了を報告し、求められた場合は確認資料を提出する。